

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2018-12

ハイライト：

中国、世界で初めて韓国と特許共同審査を実施	1
特許法院2018. 11. 9宣告2017HE04044の判決[登録無効 (特)]	2
有名会社の社名ドメイン大量先取り、「不正な目的」保有時移転すべし	3
特許は先取りし、無効審判請求は戦略的に	4
LCDの明るさは「高輝度フィルム」にお任せ…特許出願急増	6
ひとり飯、ひとり酒族増えて関連商標の出願増える	7



中国、世界で初めて韓国と 特許共同審査を実施

韓国と中国の間で、高品質な特許を互いに迅速に取得するための道が開かれ、商標保護のための政府間協力のインフラが拡充されるなど、両国間の知財権保護の環境が改善される。

パク・ウォンジュ特許庁長は、10月30日、ソウルのグランドウォーカーヒルホテルで中国国家知識産権局長と会談を行い、韓中の知財権協力を拡大するための多様な協力事業に合意した。

まず、韓中間の特許共同審査プログラム(CSP)が来年1月1日から施行される。CSPは、両国に同一の発明の特許出願した出願人の申請がある場合、両国の

特許庁間の先行技術情報を共有する一方で、他の出願よりも優先して審査されるプログラムだ。このプログラムを活用すれば、韓国と中国に共通して出願される特許が、高品質な審査を通じて迅速に登録され、保護を受けることになる。来年1月に韓中CSPが開始されれば、韓国は中国とCSPを施行する最初の国となる(現在、世界で施行されているCSPは、韓-米(2015.9~)、米-日(2015.8~)のみ)。

これと共に両庁長は、「商標」分野と「知財権保護」分野の協力体系を新たに構築することで合意した。これは、中国政府の組織改編で知財権に関する総括機能が中国知識産権局に一元化されたことにより推進されたものだ。この合意によって、韓国企業の協力の需要が多い商標と、知財権保護分野との協力が一層強化される見通した。

細部事項としては、まず「商標専門家会議」と「知財権保護専門家会議」が新設される。商標権の登録と知財権保護政策に関する両国間の会議体の構成は、同分野に関する両国の関心事項を扱う当局間協

議体が構成されることを意味する。これとともに、商標審査及び管理に欠かせない情報である商標公報データ及び類似群コード対応表の交換にも合意した。かかる情報交換の拡大は、韓中間の商標出願が大幅に増加している状況にあって、企業の商標権管理と保護に大いに役立つものと期待される。

*韓-中間の商標出願規模(2017年):(韓→中)約1.6万件、(中→韓)4.9千件

*5年間(2012-2017年)の推移:(韓→中)年平均22%増加、(中→韓)年平均23%増加

特許庁長は、「中国は我々の最大の取引パートナーであるだけに、韓国企業の知財権保護の需要が高い国」との前提で、「名実共に中国の知財権総括機関として定着した中国知識産権局と滞りのない合意事項の履行を通じて、韓中両国の企業がよりスムーズに権利を獲得し、獲得した権利はさらに強く保護されるように協力体系を構築していく」と明らかにした。



特許判例

特許法院2018. 11. 9宣告2017HE04044の 判決[登録無効(特)]

[事件の概要及び判事の要旨]

特許発明において、『鎖末端の-OH基の含量』は、測定方法や測定条件によって異なる値が導出され得るにもかかわらず、明細書にその含量を測定する具体的方法が開示されておらず、通常の技術者が明細書の記載を通じて『鎖末端の-OH基の含量』が、原告が主張する出発物質の計算法によって算出されたものであることを容易に認識できたり、出発物質の計算法が、特許発明の出願当時の『鎖末端の-OH基の含量』を測定するために特許発明が属する技術分野で通用する測定方法であると見るのは困難である。

かかる事情に加え、特許発明は、構成要素1、2、3を満たす重合システムのうち、それから生産されるポリカーボネートポリオール物の物性が、構成要素4-1、4-2、4-3の各数値限定を満たす重合システムやポリカーボネートポリオールの生産方法のみを特許権の対象に

するものであって、その保護範囲を判断する際に、各数値限定の意味が他の発明に比べ、非常に重要な意味を有する点をさらにみると、特許発明の構成要素4-3、すなわち『末端基の少なくとも98%が-OH基』とは、その具体的な技術的範囲乃至限界が確定できないものであって、発明を不明確にする記載に該当すると見るのが妥当である。

①明細書に記載の内容によると、P1、P1'、P2の比が89:1:1であるとき、OHの末端基の含量は約99%であることがわかるが、具体的にどのような方法でOH末端基の含量を測定するかについては明細書に明示されていない。

②末端基のうち、-OH末端基の含量の割合は、高分子物質の特性上、絶対値を確認できず、核磁気共鳴分光法などの分析方法によってのみ相対値を推定できるので、同一の物質も測定方法によって測定値が異なり得る。

③原告は、特許発明で-OH末端基の含量は、出発物質の計算法によって算定したものであると主張しているが、次のような点で理由がない。

㉑出発物質の計算法は、出発物質である鎖転移剤、金属鎖体、共触媒の割合と、それから生成される各重合体の割合が一致することが前提となる。ところが、実施例1、2、15は、出発物質とそれから生成される重合体の割合が異なる。

㉒明細書では、実施例1の場合、-OH末端基の含量を具体的に特定していない。このように、『得られた』ポリカーボネートポリオール組成物に対して重合体の割合や-OH末端基の含量を記載した点、さらに、生成された重合体の割合や-OH末端基の含量について、『約』という単語を加えて概算値で表現した点、実施例7~14の場合は、P1a:P2a:P2の比を『約50:1:1』と特定し、「上記重合体は...98%を超える-OH末端基を有する」と記載しただけである点、実施例16の場合は、-OH末端基の含量を特定しなかった点などに照らしてみると、通常の技術者であれば、明細書に記載された重合体の割合やOH末端基の含量が、実際の測定値によって算定されたものと理解することができる。

㉓段落番号[0307]の部分において、出発物質の計算法によるとOH末端基の含量は92.86%となっているが、明細書にはこれと異なり、その含量が92.3%と記載されているので、この点に照らしてみても、通常の技術者にとって、本事件特許発明のOH末端基の含量が出

発物質の計算法によるものであることを知るのは困難である。

有名会社の社名ドメイン大量先取り、 「不正な目的」保有時移転すべし

ドメイン名を先取りしたとしても、不当な利益を得ようとする目的があったと認められる場合、ドメインを移転しなければならないという判決が出た。

A氏は、2007年2月、ドメイン名登録機関を通じて「www.Unipol.com」というドメイン名を登録して保有していた。一方、イタリアに1963年に設立された有名な保険会社であるユニポール・グループ・エスピーエイ(Unipol Gruppo S.P.A)が存在する。同社は、1990年にイタリアの証券取引所に上場した投資持株会社で、イタリア特許庁に「Unipol」を共通に含む複数の商標も保有していた。

ユニポールは昨年2月、世界知的財産権機関(WIPO)仲裁調停センターに、自らの商標がA氏の保有しているドメイン名と同一であるとし、A氏に対してドメイン名の移転を要求する紛争調停を申立てた。WIPO仲裁調停センターは、昨年4月にA氏がドメイン名を不正な目的で登録・保有しているとして移転決定を下し、ユニポールに軍配を上げた。

するとA氏は、国際機関のインターネットアドレス管理機構(ICANN)がドメイン名の登録機関でない第3者と登録者との間に発生したドメイン名の登録と使用に関する紛争解決のために制定した「統一ドメイン名紛争処理規定」に基づき、仲裁調停センターの決定を不服として、センターの決定実行を保留させるために訴訟を起こした。

A氏は、「ドメイン名の移転請求のためには、ドメイン名との直接の関連性と保護の必要性があるべきだが、ユニポールは、すでに『www.Unipol.it』というイタリアの最上位のドメイン名を登録して、Webサイトを開設し運営している」とし、「『Unipol』の商標を用いたドメインの使用を保証されないケースではない」と主張した。また、「ユニポール商標とドメイン名の間に関連性とその保護の必要性がないだけでなく、ユニポールは、韓国ではなじみの薄い会社で、ドメイン登録当時はユニポールの商号を考慮することができなかったため、不正な目的のために登録したものでもない」と強調した。しかし、ソウル中央地方法院民事62部

は、A氏がユニポールを相手に出したドメイン名の移転請求権不存在確認訴訟(2017GAHAP532411)で、最近、原告敗訴の判決を下した。

裁判部は、「ユニポールは、インターネットアドレス資源に関する法律第12条で定める正当な権原がある者に該当する」とし、「A氏は、不正な目的で本事件のドメイン名を登録・保有しているため、ユニポールに登録の移転を請求する権利がないことを求めるA氏の請求は、受け入れられない」と明らかにした。

インターネットアドレス法第12条は、正当な権原がある者のドメイン名の登録を妨害したり、そこから不当な利得を得るなどの不正な目的のために、ドメイン名などを登録・保有または使用する者がいる場合、正当な権原がある者が法院にそのドメイン名の登録抹消または登録移転を請求することができるように規定している。

裁判部は、「この事件のドメイン名で『www』と『com』を除けば、ユニポールの商号、商標または略称である『Unipol』とスペルが同じなので、ドメイン名と互いに類似している」とし、「ユニポールは、イタリア保険業界で二番目に規模の大きい会社であり、非生命保険分野においては1位の会社で、ヨーロッパでは10位に入る保険金融グループに属し、1989年から『Unipol』の登録商標を使用してきた」と説明した。また、「『Unipol』は、よく使われる単語ではなく、一般の需要者が意味を容易に知ることができないため、強い識別力も有している」と付け加えた。

それとともに、「ユニポールが『www.Unipol.it』というドメイン名を登録して使用していても、一般的な最上位ドメイン名である本事件のドメイン名を用いて、インターネット利用者の混乱を防ぐ必要がある点などを総合的に考慮すると、ユニポールは、ドメイン名と密接且つ直接関連した関係を有する正当な権原がある」と判示した。

また、「A氏は、国内外で知られている有名な商号や商標と類似した数千個のドメイン名を登録・保有しているが、殆どが自身とは関係なく使用されていないという理由により、インターネットアドレス法第12条に基づいて提起されたドメイン名に関する訴訟で敗訴してきた」とし、「韓国に居住するA氏が、イタリアの金融保険会社名と同一・類似するドメイン名を登録・保有するに相応しい理由を見いだすことができず、実際に、これを利用していない状態であるうえ、これまでに複

数のドメイン名を数千個も登録してきた状況を見ると、『不正な目的』があると推定することができる」とした。

紛争

特許は先取りし、無効審判請求は戦略的に

無効請求期間は10年間で倍に増加、特許無効は年4.4%ずつ減少

□特許審判院は、最近10年を基準に、特許登録後、無効審判請求までの期間が徐々に長くなり、無効審判によって特許無効(消滅)になる件数も、年平均4.4%ずつ減少していると発表した。

具体的に、無効審判の平均請求期間が2008年の2.1年から2017年には4.2年と長くなった。これは、登録後3年経過した特許に対する無効審判請求の割合が、2008年の22.9%から2017年には53.0%へと大幅に高まったことに起因する。かかる割合の変化は、企業が技術活用に先立って、迅速に特許登録を受けようとする傾向が反映されているためと見られる。

-技術分野別に見ると、おもちゃ、掃除用具などの生活技術と電気通信技術は、特許登録後3年以内の請求が多く、技術サイクルが短いことが、審判に反映されたものと見られる。一方、化学、機械分野は、登録後10年以上経つ特許に対する無効審判請求が多く、技術開発後から権利活用までに長期間かかることが分かる。

最近10年間で、無効審判が確定(終結)した件数は4219件であり、このうち49.4%の2086件は、最終的に権利が消滅した。審判の確定件数は、年平均400件余りでほぼ同じレベルだが、権利消滅件数は2008年の253件から2017年170件と、減少する傾向にある。これは、企業の特許戦略の変化が主な原因と把握できる。すなわち、従来は、特許の全ての請求項を無効対象として請求してきたが、最近では、紛争に直接関わる請求項のみを選別し、無効審判を戦略的に請求する傾向を見せている。

*一部無効請求率：(2008年) 12.7% → (2012年) 13.7% → (2015年) 21.6% → (2017年) 23.4%

□特許審判院の審議から確定(終結)までの所要期間

は、2017年で7.2カ月と短くなっている。これは特許審判院の審決のうち、法院まで行かない審決の割合が大きくなったためだ。

*審決から確定までの所要期間：(2008年) 8.4ヶ月 → (2017年) 7.2ヶ月

併せて、法院に訴訟提起しても、法院が審判結果を覆す件数が年々減少しており、これは審判の信頼度及び品質が高まったものと把握される。

*法院の審決取り消しに伴う再審理の現況：(2006年) 65件 → (2015年) 41件

□特許審判院の審判政策課長は、「第4次産業革命時代を先導するため、技術革新を強力に保護できる柔軟な特許制度がさらに必要となっている。企業の特許戦略の変化を綿密に把握し、特許紛争の迅速な解決に努めるつもりだ」と語った。

ライフビューティー業界、 特許・商標権訴訟「堰を切る」 訴訟件数が倍に急増

化粧品・生活用品業界で知的財産権確保のための競争が激しくなり、訴訟戦まで火花が散っている。業界のトップ企業が担当チームを立ち上げ、特許権だけでなく商標権防御にも本格的に乗り出しており、訴訟件数は今後さらに増える見通しだ。

実際、アモーレパシフィックやLG生活健康(LG生健)などが登録した商標は、数万件に上るほど、ここ数年間で爆発的に増えている。知的財産権が重視される時代の流れに合わせ、積極的に対処しようという布石とみられる。

金融監督院の電子公示システム及び関連業界によると、韓国の代表的なライフビューティー企業とされるアモーレとLG生健の係属中の訴訟件数は、昨年を基準とし2016年に比べ約倍に増えた。

先ず、アモーレの昨年の訴訟は32件(被訴13件、提訴19件)で、前年の18件(被訴10件、提訴8件)より倍近く増えた。特に、被訴は3件増に止まった反面、アモーレが提起した訴訟は11件増加した。訴訟内容は、主に特許侵害差止めや損害賠償などだった。訴訟金額は60億6900万ウォンから77億3300万ウォンへ27%増えた。

LG生健も昨年22件(被訴13件・提訴9件)の訴訟が係属し、前年の11件に比べ倍に増えたことが分かった。LG生健は詳細を明らかにしておらず、具体的な内容の把握は難しい。ただ、業界ではアモーレと同様に、商標や特許権関連の訴訟が殆どであろうと推定している。

愛敬(エギョン)産業の今年の訴訟件数は、昨年とほぼ同じレベルだ。今年の第3四半期末に4件(被訴2件・提訴2件)と、これを年間に換算すると昨年の6件と大差ない。これに先月LG生健が提起した「ポンピング歯磨き粉」の件は含まれていなかった。

業界では最近、LG生健が愛敬産業を相手に提起した「ポンピング歯磨き粉」の訴訟が、知的財産権の衝突が激化した代表的な事例として挙げている。LG生健は、愛敬が「ポンピング歯磨き粉」という商標を侵害したとして商標法違反及び不正競争行為を主張している。

業界の一角では、この訴訟がアイデアの進歩性と革新性を主張するというよりは、「ポンピング」という単語の入った商標の使用差止めを求める内容なので異例なものともみている。ますます激しくなる知的財産権確保のための競争が、水面に現れてきたという説明だ。

実際に、アモーレとLG生健はここ数年、知的財産権の防御と競争力確保の面から、特許と商標の出願・登録を大幅に増やしてきた。特に、アモーレが出願・登録を試みた商標は、3万1600件に達している。子会社イニスフリーとエチュードハウスの出願・登録の試みも、それぞれ790余件、1400余件と集計されている。

アモーレの場合、2014年12月1日付で法務チームと知識財産チームを法務事業部と知識財産部に昇格して、特許調査・分析及び特許出願・登録、知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)関連の訴訟などを強化している。

LG生健も、積極的に知的財産権の防御に乗り出している。「特許情報ネットKIPRIS」で確認できる「株式会社LG生活健康」の商標出願・登録の試みは、1万8000件余りである。子会社のTHE FACE SHOPも、3500件余りの商標出願・登録を試みている。

LG生健は、ポンピングの入ったキーワードで第5類商標の出願・登録を申請した。このうち、「ペリオポンピング」と「ペリオポンピング歯磨き粉」、「ペリオスムージーポンピング」が商標として登録された。今回の愛敬産業との訴訟は、「ペリオポンピング歯磨き粉」の商標を侵害したという趣旨とみられる。

LG生健は、「ペリオポンピング歯磨き粉」について、

2013年に発売以来、5年間で1500万個以上販売されるまで成長したゆえ、製品名保護のために訴訟を起こしたと立場を明らかにした。愛敬は、今年7月に「2080ポンピング歯磨き粉」を発売している。

LG生健は、今回の製品名「ポンピング」について、一般化された表現でなく固有名詞と見なければならず、商標法並びに不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反に当たると明らかにした。一方、愛敬側は送状を受けたばかりなので、内部で検討している立場だ。

これ以前にも、LG生健と愛敬は「ソルト塩」を使った歯磨き粉をめぐる争っている。ただ、訴訟には発展していないことがわかった。LG生健は、自社がヒマラヤのピンクソルトを入れた歯磨き粉を発売すると、愛敬は、コンセプトと容器の似た「2080ピュアソルト歯磨き粉」を後から出したことを主張した。

アモーレ、LG生健、愛敬は、今回のポンピング歯磨き粉の他にも、知的財産権を防御するために、数多くの法的争いを繰り広げてきた。特に、アモーレが元祖と強調してきた「クッションパクト」の特許権をめぐる争いは熾烈だった。LG生健、Cosmax (ABLEC&C、NATURE REPUBLIC、TONYMOLY、Too Cool for School、F&Co)などのメーカー間の攻防では、大法院が「進歩性欠如」を理由にCosmax側に軍配を上げたことで一段落した。

これに先立ち、アモーレとLG生健は、クッション製品の中核である「発泡ウレタン」をめぐる激しい特許戦争を繰り広げ、2015年11月に、アモーレのクッション特許とLG生健の歯牙美白パッチ適用特許を互いに使用できるように合意することで、特許関連の訴訟を全て取下げた。

業界では、これら訴訟が増加する要因として、海外進出の過程で、商標権防御の訴訟が増えている影響も大きいと説明した。実際、アモーレとLG生健は、中国やアジアなどで偽造品が増えているなか、現地法人に「偽造品担当対応チーム」を設けて、訴訟などの強硬な対応に出ている。

一例として、アモーレは、中国で「ラネージュ」ブランドの公式ホームページを装った偽サイトを運営する会社を相手に商標権訴訟を起こし、損害賠償金を受け取った。中国で偽化粧品が大手を振っている中、「雪花秀」「イニスフリー」「ラネージュ」「ヘラ」「アイオペ」など、ブランド偽造品を生産・流通した現地業者が、相次いで懲役刑を言い渡された。

業界のある関係者は、「ライバルメーカーの人気製品を模倣する、いわゆる『me too商品』が次々と出されており、製品を先に発売した企業が、関連特許と商標出願及び登録を一旦は試みる傾向」だとし、「一部では、業界のトップ事業者が後発事業者を抑えるために、特許と商標権を過度に活用しているのではないか、との見方もある」と述べた。

出願動向

LCDの明るさは「高輝度フィルム」にお任せ…特許出願急増

韓国が世界シェア1位を占めるLCDテレビ市場において、中国メーカーの追い上げが激しい中で、鮮明な画面と低消費電力のための中核部品技術である輝度向上フィルム技術の特許出願が着実に増えている。

特許庁によると、輝度向上フィルムの特許出願は、2008～2012年の5年間で65件から2013～2017年には102件となり、157%増加した。

輝度向上フィルムは、LCD TVで損失される光を再活用して輝度を高め、これによって消費電力を減らす役割を果たす。

現在、3M社の二重輝度向上フィルム(DBEF)が市場を独占する中で、暁星(ヒョソン)、熊津(ウンジン)ケミカルなどの韓国企業が、代替技術の開発を活発に行っているのが出願増加の原因と分析される。

出願人の類型を見ると、韓国企業(66%)、日本(20%)、米国(10%)、韓国の大学、研究所など(4%)の順で、韓国企業の出願率が高かった。

輝度向上フィルムを作動原理によって区分してみると、偏光する光の反射を用いる技術、表面構造による光の屈折を通じて集光効果を得る技術、蛍光体を用いて光の波長を変更する技術に分けることができる。

現在、主に光の反射を用いた技術が使われており、光の屈折を用いる技術、蛍光体を用いる技術は代替技術である。

表面構造における光の屈折を用いる技術の出願は減少したが、蛍光体を用いる技術は、ここ2年間で出願が急増した。

蛍光体を用いる技術は、従来の二重輝度向上フィルム(DBEF)に代わるため、LCDに含まれる基材フィルム内に光の波長を変換させる蛍光体を添加し、輝度と色の再現率を向上させるものだ。

特許庁の電子部品審査チーム長は、「輝度向上フィルム技術は、LCDディスプレイにおいて画面の明るさを左右し、消費者の満足度に影響を与える主要技術の一つ」だとし、「韓国企業が、ディスプレイ産業において世界トップを維持するためには、輝度向上フィルム技術に関する特許確保のために強力な戦略を立て、一層努力する必要がある」と述べた。

第4次産業革命「スマートファクトリー」が率いる…特許出願急増

既存の製造業に取って代ると予想されるスマートファクトリーが、生産方式のパラダイムを変えている。

スマートファクトリーとは、生産過程全般に情報通信技術(ICT)を適用し、リアルタイムで最適化された工程を導き出す知能型生産工場であり、第4次産業革命を牽引する核心キーワードとして挙げられている。

特許庁によると、「スマートファクトリー」という概念が韓国に紹介されて以来、関連の特許出願が2016年以降早いテンポで増えている。

2011年以降の年度別出願現況を見ると、2011～2014年には年間10件未満に過ぎなかったが、2016年には89件まで急増した。

昨年は57件、今年の9月までに52件と、2016年に比べ成長の勢いはやや落ちたが、出願が持続している。

出願人別では、中小企業99件(45%)、大学36件(16%)、研究機関33件(15%)の順で、中小企業の出願率が相対的に高かった。

中小企業の中でも、最近5年以内に設立されたスタートアップ企業の出願(39件)が活発であるが、これはスマートファクトリーに適用される最適化された工程を導き出し、革新技術を先取りしたいという新生企業にとって、魅力的なアイテムだからだろう。

技術分野別では、制御システムが50件(23%)で最も高い割合を占め、ビッグデータ47件(21%)、モノのインターネット39件(18%)がその後を継いでいる。

スマートファクトリーを具現化するためには、製造

装置にセンサーを付けて工程データを収集しなければならず、リアルタイムで大容量の資料分析が要求されることから、当然の結果とみられる。

特許庁のロボット自動化審査課長は、「スマートファクトリーは、ICTを製造に結びつけた代表的な事例であり、今後、成長の可能性が大きく、出願動向からも分かるように、中小企業にとってチャンスとなり得る」としながら、「ビジネスモデルと製品を結びつけた特許戦略を立て、知的財産権を先取りして市場で優位を占めることが重要だ」と強調した。

ひとり飯、ひとり酒族増えて 関連商標の出願増える

統計庁によると、韓国の世帯のうち1人世帯の割合は、2010年の23.9%から2015年27.2%、2017年には28.6%に増加している。1人世帯の割合が増加するにつれて、単純な調理過程を通じて手軽に食べられる「家庭簡便食」分野の消費市場の規模も2015年の1兆6000億ウォンから2017年には2兆2千億ウォン（農林畜産食品部発表）まで成長し、さらに「家庭簡便食」分野の商標出願も増加したことが分かった。（「家庭簡便食」とは、食材を加工・調理・包装した食品で、食品工程による品目分類でみると、即席摂取食品、即席調理食品及び新鮮便宜食品類に該当する。）

特許庁によると、最近の5年間（2013年～2017年）、これらの家庭簡便食のうち、特に、「即席ご飯」の商標出願が2013年の43件から2017年には285件で6倍以上増加した（年平均60%増）。また、「調理済みピザ」、「調理済みスープ」、「冷凍麺」などの商品の場合、2013年には1、2件に過ぎなかったものが、2017年にはそれぞれ75件（年平均147%）、140件（244%）、86件（204%）出願され、着実に増加の傾向を示している。

家庭簡便食の需要増加の傾向を反映して、出願人数も毎年増加しているが、法人は235人（2013年）から364人（2017年）に、個人は302人（2013年）から459人（2017年）に増えたことが分かった。出願人の類型を見ると、企業が3,737件（55%）で3,080件出願の個人（45%）よりやや多く、主要企業をみると、1位は147件出願の（株）農心、2位は141件出願の（株）パルクラサンに続き、（株）CJが（120件）、（株）大象（70件）、（株）SPCサムリブ（64件）の順となっている。

出願人の韓国人と外国人の割合をみると、韓国人の

出願件数は合計6,291件（92%）で、外国人の526件（8%）よりも圧倒的に多かったが、これは食品の特性上、流通過程上の問題と韓国人の口に合う食品が主流であるため、内需市場の占有が有利であるからと推定される。

一方、「ひとり族」を狙った「ホンスル（ひとり酒）」、「ホンパプ（ひとり飯）」、「ホルロ（ひとりで）」、「ホンジャ（ひとり）」などの単語が含まれる商標出願も増加の傾向を示した。これら出願件数は、2013～2014年には20件未満だったが、2016年からは毎年50余件となって倍以上増えた。ただし、「ホンパプ」、「ホンスル」のような用語は、誰にでも広く使われる流行語に該当し、商標として登録受けようとする場合には、これら用語以外に他の商品とは区別され得る用語や図形などを加えて商標を出願する必要がある。

特許庁の商標審査2課長は、「独身主義や晩婚、高齢化に伴う1人世帯の増加と利便性を追求する社会、文化的価値観の変化によって、今後も家庭簡便食市場の需要は拡大する見込みであり、関連の出願も増加し続けることが予想される」と語った。

最新技術

スマートフォン等バッテリーが爆発しない電極製造技術、韓国の研究陣が開発

韓国化学研究院、「電気を使わない環境にやさしい冷暖房機用吸着剤の開発」

韓国化学研究院が電気を使わなくてもよい「環境にやさしい冷暖房機用吸着剤」を開発した。

CCP融合研究団のチャン・ジョンサン博士研究チームは、フランスのCNRS研究所と共に環境にやさしい冷暖房機用吸着剤を開発し、商用化を目前にしている。

吸着式冷暖房機は、環境にやさしい冷暖房機の代表的なものである。電気をほとんど使わず、天然冷媒である水と吸着剤、再生熱源などのみで駆動できる。水が水蒸気となって蒸発する時、周辺の熱を奪って冷房され、また逆のシステムにより、水分が凝縮される時に熱を放出して暖房される原理だ。

しかし、従来の吸着剤は性能が悪く、吸着式冷暖房機

が広範囲まで商用化されなかった。市場で広く活用されるためには、冷暖房エネルギーの効率が高く、吸着剤の水分吸着容量が大きく、70° C以下の低い温度でも吸着剤の再生がうまくいかなければならない。

研究チームは、商用化のための三つの性能条件をすべて満たす吸着剤を開発した。新たな吸着剤の効率は、従来のゼオライト吸着剤より24%以上高く、吸着容量もシリカゲル吸着剤の倍以上であり、摂氏70度以下の低温でも水分が容易に脱着して再生される。

研究チームが開発した吸着剤は、ジルコニウム物質を用いた多孔性金属-有機骨格体MOFである。この吸着剤は、水をよく吸着する性質と水を嫌う性質を同時に有しており、冷房運転の条件下で水分吸着力が増して、低温再生能力も大きく向上した。

一方、新たに開発された素材が、吸着式冷暖房機に適用されれば、電気使用はエアコンの5%未満で済み、過度な電気消費を減らして電力ピークを減少させることができる。環境にやさしい冷媒である水を地域冷房に適用する際、10万世帯を基準として夏季の電力ピークの負荷約234MW、年間エネルギー約7300トン及び温室ガス約1万9500トンを減らすことができると算出される。

今回の技術は、韓国内特許として出願され、現在、吸着式冷房や除湿、乾燥機などの製品の事業化に向けて技術契約及び技術移転を進めている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr